

様

重要事項説明書

(介護予防短期入所生活介護サービス)

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部愛媛県済生会

済生会姫原特別養護老人ホーム

(令和 6年 6月 1日改正)

重要事項説明書

(介護予防短期入所生活介護サービス)

ご契約者様に対する居宅サービスの提供にあたり、省令第37号125条に基づいて、当事業所がご契約者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業所概要

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部愛媛県済生会
主たる事業所の所在地	愛媛県松山市山西町997番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	岡田 武志
電話番号	089-952-0332
介護保険法に基づき松山市から指定を受けている主な事業名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法に基づき松山市から指定を受けている居宅介護サービスの種類
済生会姫原特別養護老人ホーム(3870101692号) 済生会介護支援センター姫原(3870100769号) (3870101684号) ケアハウス姫原(3870105875号)	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 訪問介護、介護予防型訪問サービス、居宅介護支援 通所介護、介護予防型通所サービス 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態又は基準該当状態にある者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者のその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護・その他日常生活の支援及び機能回復訓練を行います。 利用者の心身の機能維持、及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう努めていきます。

3 ご利用施設

ご利用事業所の名称	済生会姫原特別養護老人ホーム
実施する事業の種類	介護予防短期入所生活介護
指定番号	介護予防短期入所生活介護 3870101692号
所在地	愛媛県松山市姫原1丁目1656番地
電話番号	089-926-8388 (FAX 089-926-8228)
設立年月日	平成10年12月14日
通常を送迎実施地域	愛媛県松山市内(ただし離島を除く)

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷	地	5,293.190 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建 (耐火建築)
	延べ床面積	5,460.275 m ²
	利用定員	13 名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	7室	104.967 m ²	14.99 m ²
2人部屋	3室	69.87 m ²	11.64 m ²

* 指定基準は、居室1人あたり 10.65 m²

(3) その他主な設備 (特別養護老人ホームと供用)

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・機能訓練室	1室	225.352 m ²	3.220 m ²
談話室	1室	28.291 m ²	
一般浴室	1室	52.750 m ²	
機械浴室	特殊浴槽 2台		
トイレ	3箇所		
医務室	1室		

* 食堂等の指定基準は、1人あたり 3.0 m²

5 ご利用事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	指 定 基 準
施設長	1名以上
生活相談員	1名以上
介護職員	5名以上
看護職員	
機能訓練指導員	1名以上
管理栄養士及び 栄養士	1名以上

主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間 等
施 設 長	施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、介護老人福祉施設における適正な運営がなされるよう必要な指揮命令を行います。 勤務時間 8:30～17:30
生 活 相 談 員	介護予防短期入所生活介護の入退所、利用者又はその家族への相談及び助言、指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する説明等について、利用者の希望及び身体状況に配慮したサービスが提供されるよう調整を行います。 勤務時間 8:30～17:30
介 護 職 員	介護予防短期入所生活介護の利用者の身体状況等を把握し、介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づいた介護サービスの提供を行います。 勤務時間 (特早) 6:30～15:30 (早出) 7:30～16:30 (日勤) 9:00～18:00 (遅出) 10:00～19:00 (特遅) 10:30～19:30 (夜勤) 17:00～ 9:00
看 護 師	介護予防短期入所生活介護の利用者の身体状況等を把握し、健康状態に配慮した医療サービスを行います。 勤務時間 (特早) 6:30～15:30 (早出) 7:30～16:30 (日勤) 8:00～17:00 (遅出) 8:30～17:30 特別養護老人ホームの看護師と併せて通常 1～2 名体制で勤務。
機 能 訓 練 指 導 員	介護予防短期入所生活介護の利用者の身体状況を把握し、入所者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止する為の訓練の計画、実施、指導を行います。機能訓練指導員の出勤日に応じて、訓練を実施します。 勤務時間 (特早) 6:30～15:30 (早出) 7:30～16:30 (日勤) 8:00～17:00 (遅出) 8:30～17:30
管 理 栄 養 士 及 び 栄 養 士	介護予防短期入所生活介護の利用者の嗜好、健康状態に配慮した食事の提供、調理員への技術指導等、指定介護予防短期入所生活介護の行う栄養管理全般を行います。 勤務時間 8:30～17:30

6 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けておりますので、ケアプランを作成依頼している居宅介護支援事業所までご連絡ください。

7 キャンセル料

体調不良等にて当日のサービスをキャンセルされる場合で、前日までお申し出がない場合は、食費及び滞在費の基準費用額をご請求させていただきます。

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスについては、利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

サービスの種類	サービス内容	併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ（個室）1日あたり （1割負担の場合）
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態を考慮した食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） 食事はできるだけ離床し、食堂で摂って頂ける様に配慮します。 	要支援1 4,510円 （自己負担451円） 要支援2 5,610円 （自己負担561円）
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> 週2回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方に対しては、機械を用いての入浴を行います。 	
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 	
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 生活のリズムを考慮し、毎朝夕の着替えを行います。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容を行います。 シーツ交換は週1回実施します。 	併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ（多床室）1日あたり 要支援1 4,510円 （自己負担451円） 要支援2 5,610円 （自己負担561円）
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持をするための訓練を実施します。 	送迎 1,840円（片道） （自己負担184円） 療養食加算 80円/回

通院及び急変時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合には、利用者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。 	(自己負担 8 円)
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ご自分で来所が困難な方に対しては、リフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。 	サービス提供体制加算 (I) (1日 自己負担 22 円) 機能訓練体制加算 (1日 自己負担 12 円) 介護職員等処遇改善加算 (I) (所定単位数に 14% を乗じて請求致します。) 長期利用者に対する減算 (31 日以降) 要支援 1 442 円 要支援 2 548 円 身体拘束廃止未実施減算 減算体制の場合、所定単位数の 1.0% を減算。 高齢者虐待防止措置未実施減算 減算体制の場合、所定単位数の 1.0% を減算。 業務継続計画未実施減算 減算体制の場合、所定単位数の 1.0% を減算。 口腔連携強化加算 50 円/回 生産性向上推進体制加算 II 10 円/月額
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 介護係長が責任を持って管理します。 	

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
高額サービス費	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付限度額を超えてのサービス費 	限度を超過した分の全額
特別な送迎	<ul style="list-style-type: none"> 当施設事業実施区域外の方、もしくは実施区域内で特に送迎をご希望の方 (ケアプラン外又は保険給付限度額を超えている場合) に送迎を実施します。 	片道 1,840 円 (区域外)、区域内でのフェリー代等公共交通機関に係る実費
食材の提供	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士による食材の検収により、新鮮な食材を提供します。 (食事時間) 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:00~ 	朝食 285 円 昼食 590 円 夕食 570 円 (利用者負担段階 1~3 の方は負担限度額とします。ただし、負担限度額を下回る場合は実費とします。)

滞 在 費		令和6年7月31日迄 個室：1日につき 1,171円 多床室：1日につき 855円（ただし、利 用者負担段階1～3 の方は負担限度額と します） 令和6年8月1日～ 個室：1日につき 1,231円 多床室：1日につき 915円（ただし、利 用者負担段階1～3 の方は負担限度額と します）
理美容サービス	・ 毎月1回（月曜日）美容室の出張による理髪サービスをご利用いただけます。（予約が必要です。）	希望者による実費
テレビ利用	・ 居室において、入居者の希望に応じてテレビの貸し出しを行います。	1日につき200円
嗜好品	・ 入居者の希望に応じて以下のサービスをご利用された場合。 ・ 園芸、喫茶（月1回） ・ 入居者の嗜好などにかかる経費等。	希望者による実費
施設外でのレクリエーション	・ 入居者の希望に応じて施設外でのレクリエーションに参加された場合、弁当代・入場料等を利用人数で割った実費相当分をいただきます。	希望者による実費
前各号に掲げるものの他、介護予防短期入所生活介護サービスにおいて通常自己負担が必要と認められるもの	例) ・ コピー機の利用 1枚につき 10円 ・ 利用者の持ち込みにより、個人で使用する電化製品に係る電気代等 1日につき10円	希望者による実費
加湿機貸出	・ 入居者の希望に応じて居室に加湿機を貸し出します。	1日につき200円
空気清浄機貸出	・ 入居者の希望に応じて居室に空気清浄機を貸し出します。	1日につき200円
クラブ活動費	・ サービス提供の一環として参加者を募るクラブ活動	希望者による実費

* ご契約者が要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。後日要介護認定を受けますと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も同様です。

この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) ご利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービスを利用した月の翌月の20日(月によっては日程が変更する場合があります。)にお支払いいただきます。お支払方法については指定いただいた金融機関(伊予銀行、愛媛銀行、愛媛県下信用金庫、愛媛県下農協組合、四国労金、ゆうちょ銀行等)からの自動口座振替をさせていただきます。

9 個人情報の取扱

個人情報の取扱については、個人情報保護法に基づき、適切に行います。

(1) 個人情報の収集及び利用については以下の目的で必要な範囲内で行います。

- 一. 当施設が利用者に提供するサービス全般
- 二. 介護保険事務(請求及び保険者からの照会に対する回答)
- 三. 入退所等の契約手続き及び管理
- 四. 会計・経理事務
- 五. 事故報告に伴う届出及び保険処理
- 六. 当該利用者の福祉サービスの向上
- 七. 他の在宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携(ケアカンファレンス及びサービス担当者会議等)、照会への回答
- 八. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行する場合
- 九. 利用者の身元引受人への心身の状況説明
- 十. 利用者の医療機関への受診及び入退院に係る情報提供
- 十一. 当事業所におけるボランティア及び委託業者への業務遂行のための情報提供
- 十二. 当事業所における食事提供に係る食札での管理
- 十三. 介護保険関係申請手続
- 十四. 利用者負担減免申請に伴う収入申告手続
- 十五. 当施設居室における入居者名の表示
- 十六. 同一事業所内における利用者の情報交換

(2) 利用者またはその御家族等から情報の開示、訂正、利用停止、消去のご依頼があった場合には、本人等であることを確認した上で文書にて詳細を通知いたします。

(3) 上記(1)の目的以外で個人情報を取扱う場合は、あらかじめ本人等の同意を得ます。

(4) 個人情報に関する苦情、ご相談については、事業所内に窓口を設け対応し、安全管理については検討委員会を半年に一回開催し、見直しや改善を行います。

10 相談苦情申立窓口(苦情受付箱を3階エレベーター横に設置しております。)

利用者ご相談窓口 (責任者) 施設長 三浦 雅美 (担当者) 生活相談課長心得 村上 理絵	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 電話 089-926-8388 場所 3 階相談室
松山市 指導監査課	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話 089-948-6968 場所 松山市二番町 4 丁目 7 番 2 号
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	受付時間 平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 (12 時～13 時は除く) 電話 089-998-3477 場所 松山市持田町 3 丁目 8 番 15 号
国民健康保険団体連合会	受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話 089-968-8700 場所 松山市高岡町 101 番地 1
第三者委員 城北診療所 所長 大西 健司 水利組合 片岡 俊則 民生委員 藤方 里美	受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 電話 089-926-3625 電話 089-925-3606 電話 089-925-2779

11 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「姫原特別養護老人ホーム防火管理規程」に従って対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「姫原特別養護老人ホーム防火管理規程」に従い、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	7 個	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	2 箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	34 箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	防火管理者：寺原 博之			

12 当施設をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（10：00～11：30・14：00～16：30）を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。（家族送迎等はこの限りではありません。）
-------	--

外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に届け出て下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	緊急時等は、職員が受診に同行し、ご家族にお引渡し致します。医療費については自己負担となります。(定期的な受診の同行は行っていません。)
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく事があります。また居室については利用者によるご指定はできません。
喫煙	施設内全館禁煙となっております。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	介護課長が責任を持って管理します。
現金等の管理	原則としてお預かりできません。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
私物への記名	<u>*当施設に持参される持物については、すべてに記名をお願いいたします。</u>

13 事故発生の防止及び発生時の対応（安全管理体制）

- (1) 事故が発生した場合の対応及び事故防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 施設長を安全対策管理者とします。また別に安全対策担当者を配置します。
- (4) 事故発生防止のための委員会（随時）及び従業者に対する研修を定期的（年2回）に行います。
- (5) 利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、マニュアルに基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡します。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び利用者の住所のある市町村に報告いたします。
- (6) 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。
- (7) 事故状況及び事故に際して採った措置について記録します。
- (8) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

14 第三者評価

第三者評価は実施していません。

15 看護及び医療提供説明

(1) 介護予防短期入所生活介護サービス利用時の医療方針について

利用者への医療提供は、原則として、「在宅の延長」として行うものとし、利用者及びご家族の意向を尊重します。

(2) 看護師・医師の基本対応について

看護師・嘱託医師は常に利用者の健康状態に注意し、看護師が必要に応じて、利用者の主治医または嘱託医師と連携を取りながら、適切な処置や健康管理をおこないます。また、医師は、その行った健康管理を記録します。

夜間帯（18：00～翌朝 7：00 の間）は、看護師が不在になります。ただし、夜間看護体制として看護師は、利用者の健康上に変化がみられた場合は、オンコール体制で適切な処置を取ります。

(3) 利用者の受け入れ体制について

軽度の医療提供が必要な方に対して、看護職員による 24 時間連絡体制を整え、必要な健康上の管理を行っています。ただし、ターミナル（終末期）の要介護者及び中重度の医療提供（中心静脈栄養・気管切開等頻回な吸引を必要とする方・感染症にかかっている方または感染の恐れのある方等）の受け入れはできません。その他の医療的対応が必要な方については随時ご相談ください。

(4) 利用者の健康状態について

利用者の健康状態を把握したうえで、健康管理をいたしますので、健康状態をできるだけ詳しくお知らせください。

(5) 嘱託医について

週に 4 回（1 日 30 分程度）、施設に非常勤医師が勤務配置になっています。必要に応じて、健康上の管理を行います。

済生会松山病院 嘱託医師

(6) 日常の医療提供について

当施設の医療提供は、嘱託医師の指示による健康上の管理が中心になりますので、医師が常勤している病院のように専門的な治療はできません。

(7) 服薬について

持参された薬剤を看護師が管理を行い、適切に服薬できるようにします。

利用日数分を忘れず持参してください。

なお、ご自分で管理されてもけっこうですが、飲み忘れ、誤薬等があった場合の責任は取りかねますのでご了承願います。

(8) 受診及び入院について

施設の行う日常的な医療提供の範囲を超える場合、もしくは健康状態に急変が起こった場合は、ご家族の方に受診・入院の協力を行っていただきます。

なお、入院になった場合、サービスは利用中止となり退所となります。

また、施設利用中の定期受診の送り迎え及び付き添いは家族様に協力を行っていただきます。

(9) 緊急時の対応について

健康状態に急変が起こった場合は、身元引受人に連絡を行うとともに、受診・入院等の対応をします。(受診・入院に係る実費負担が生じます) この場合、当施設は限られた人員で入居者全員の健康管理を行っておりますので、受診もしくは、入院が必要になる場合は、ご家族の協力をお願いいたします。

(10) 協力医療機関について

当施設は、済生会松山病院及び田中英央歯科医院を協力医療機関として定めています。

平日に協力病院の済生会松山病院が受け入れ可能であれば、受診できます。ただし、済生会松山病院が受け入れ困難・夜間・休日の場合は、指定救急病院にて受診していただくことになります。

(11) 看取り介護について

当施設は、多職種が共同で看取り介護を実施します。医学的判断により回復が見込まれない方及びその家族に対して、精神・肉体的な緩和が図られるよう取り組んでいます。

また看取りの指針及び看取り介護については、別途定める済生会姫原特別養護老人ホーム看取り介護指針に基づき、説明を行い、同意を得ることとします。

また看取り期における本人等の意思を尊重したケアを実施していく上で、また施設サービス計画を作成するにあたり、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインに沿って、本人等の意思を尊重した医療・ケアの方針を決定し、看取り介護を行います。

(12) 他の入居者へ危害を及ぼす精神疾患について

施設は利用者全員の身体や生活環境を守る義務がありますので、他の利用者の身体や生活へ危害を加える恐れがある場合は、施設を退所していただく場合があります。

(13) 注意事項

当介護予防短期入所生活介護サービスは、要介護者に一時的にご利用いただき、利用者ごとの身体状態・在宅生活にあわせた生活援助を提供する介護サービスです。施設利用中、容態が急変・不測の事態が発生する可能性があることをご理解のほどお願いいたします。

サービス内容について、勤務シフト上、異性介助があります事をご了承ください。

* 利用者の健康状態について

利用者の健康状態を把握したうえで、健康管理をいたしますので、健康状態はできるだけ詳しくお知らせください。

16 認知症に係る取組み

当施設の職員は、認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する

観点から、認知症に係る研修（認知症介護実践者等養成研修、認知症介護実践研修【実践リーダー研修】等を修了した職員を配置し、介護サービス情報公表制度においてもそのことについて、公表することとしています。

また介護に直接携わる職員うち、医療・福祉関係の資格を有さない職員についても認知症介護基礎研修を受講させることとしています。

17 感染症や災害への対応力強化

当施設は、感染症対策強化として、感染委員会の実施、指針の整備、感染症に関する研修の実施、訓練（シミュレーション）について、適宜、行います。

また、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定を行い、研修の実施、訓練（シミュレーション）について、適宜、行います。

また訓練の実施にあたっては、防災協定を締結している姫原町内会の参加協力が得られるよう連携に努めます。

18 口腔の健康管理

当施設は、歯科医師より、年2回以上、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を受け、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

19 高齢者虐待防止の推進

当施設は、入居者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、委員会の実施、指針の整備、研修の実施を適宜、行います。

20 ハラスメント対策

当施設は、セクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児、介護休業などへのハラスメントに対して、男女機会均等法におけるハラスメント対策を講じます。

サービスご利用に際しまして、ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの利用中止や契約を解除させていただく場合がございます。

21 掲示及び広告

当施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。また施設内の見やすい場所に書面で、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情の受付に関する事項を掲示いたします。

また指定介護予防短期入所生活介護について広告を掲載する場合は、その内容が虚偽又は誇張した内容にはいたしません。

22 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

当施設は、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員

会を定期的に開催いたします。

23 身体拘束等の適正化の推進

当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

介護予防短期入所生活介護サービス 利 用 契 約 書

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部愛媛県済生会

済生会姫原特別養護老人ホーム

介護予防短期入所生活介護サービス利用契約書

甲（利用者） _____

乙（事業所） 済生会姫原特別養護老人ホーム

第一章 総則

第1条（サービスの目的）

乙は、介護保険法令及び本契約に従い、甲に対し、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、甲に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第5条及び第6条に定める介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- 2 乙が甲に対して実施する介護予防短期入所生活介護サービスの内容・利用日・利用時間・費用等の事項（以下「介護予防短期入所生活介護計画」という。）は別に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。契約期間満了の7日前までに甲から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

- 2 甲と乙は、本契約の更新時点または要介護区分の変更毎に更新時点での甲の要介護区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付します。
- 3 サービスの利用にあたっては、甲が利用申込書（別紙1）により申し込むものとします。

第3条（介護予防短期入所生活介護サービスの基本方針）

乙は甲に対する介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたり、甲の利用する居宅介護支援事業所及び保健・医療・福祉機関と密接な連携をとり、甲の置かれている環境、心身の状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 2 乙は、甲の要支援状態の軽減、もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、介護予防短期入所生活介護サービスの目標を設定し、第4条に規定する介護予防短期入所生活介護計画に基づき介護予防短期入所生活介護サービスを計画的に行います。
- 3 乙は提供する介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行います。
- 4 乙は甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行います。

第4条（介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

乙は甲の利用に際して、甲の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 乙は甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って甲の介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 3 乙は甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合でも、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
その場合に、乙は甲に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 乙は甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは甲及びその家族等の要請に応じて、本契約第1条に規定する介護予防短期入所生活サービスの目的に反しない範囲で、甲及びその家族と協議して速やかに介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 乙は介護予防短期入所生活介護計画について、甲及びその家族に対して内容を説明し、同意を得たうえで決定するものとします。また変更についても同様とします。

第5条（介護保険給付対象サービス）

乙は介護保険給付対象サービスとして、乙の事業所において甲に対し日常生活上の世話（入浴・食事・排泄等）及び機能訓練を提供するものとします。

第6条（介護保険給付対象外サービス）

乙は甲の希望及び選定に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、乙は甲の希望及び選定に基づき、介護保険給付の対象範囲を超えて教養娯楽等のサービスを提供するものとします。
前項のサービスの内容については、別に定めるところによるものとします。
- 3 第1項及び第2項のサービスに係る費用については、甲が負担するものとします。
- 4 乙は、第1項及び第2項定める各種サービスの提供に際して、甲及びその家族に内容及び料金について説明し、同意を得ます。

第二章 サービスの利用と利用料金

第7条（利用料金）

甲は、要支援状態に応じて本契約第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は2割又は3割）を乙に対し支払わなければなりません。

- 2 甲が要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、甲はサービス利用料金の全額を一旦支払わなければなりません。
（要介護認定後または居宅サービス計画作成後に、自己負担分を除く金額が介護保険から甲に対し払い戻されます（償還払い）。）
- 3 前項の他、甲は食事代と甲の日常生活上必要となる諸費用の実費（おむつ代を除く）を乙に支払うものとします。

第8条（請求及び支払）

乙は甲に対し、当月の利用料を翌月 15 日までに当月のサービス提供日数、サービス内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付することとします。

- 2 乙が交付する請求書には、甲が利用した介護予防短期入所生活介護サービスについての、利用回数・利用単位・介護保険給付適用の有無・送迎回数を明示しなければなりません。
- 3 甲は乙に対し、当月分の利用料を翌月の 20 日に乙が指定する金融機関の口座自動振替の払込方法により支払うものとします。
- 4 乙は、甲から利用料の支払を受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外との区別・領収金額の内訳を表示します。

第 9 条（利用日の中止・変更）

甲は、利用期日前において、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、甲はサービス実施日の前日までに事業所にその旨を申し出るものとします。

- 2 甲が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める費用を乙に対しお支払いただく場合があります。
- 3 乙は、第 1 項に基づく甲からのサービス利用日の変更の申し出に対して、正当な理由により甲の希望する日にサービスの提供が困難な場合、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとします。

第 10 条（利用料金の変更）

本契約第 7 条に定めるサービス利用料金について、介護給付費の変更が生じた場合、乙は当該サービスの利用料金を変更することができます。

- 2 乙は利用料金の変更をする場合、甲に対して事前に説明をしたうえで、甲の同意を得なければなりません。
- 3 甲は前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 11 条（サービスの停止・中止）

甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料金を 3 ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して 1 週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払がないときは、乙は甲の健康・生命に支障がない限り、全額の支払があるまで甲に対する介護予防短期入所生活介護サービスの一部または全部の提供を一時停止することができます。

- 2 乙が甲に対し、前項の意思表示をした後、2 週間を経過しても全額の支払がない場合、乙は甲の健康・生命に支障がない限り本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務

第 12 条（事業者及びサービス従事者の義務）

乙は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 甲は、サービス実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、

乙及びサービス従事者が甲の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合乙は、甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 乙は、甲の体調・健康状態からみて必要な場合には、甲の主治医と連携し、甲からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- 4 乙は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 5 乙及びサービス従事者は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 6 乙は、甲に対する介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、甲もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 7 乙は、サービス提供時において甲に病状の急変が生じる等必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講じるものとします。

第13条（守秘義務等）

乙及び乙の職員は、介護予防短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た甲またはその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に対し、甲に関する必要な情報を提供できるものとします。
- 3 第2項に拘らず、甲に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、甲及びその家族に対し事前の同意を得たうえで、甲または甲の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 その他甲の及びその家族等の情報の取扱については、乙は個人情報保護法に基づき適切に行います。

第四章 利用者の義務

第14条（施設利用上の注意義務）

甲は、事業所の施設、設備、敷地をその用途に従って利用するものとします。

- 2 甲は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の負担により現状に修復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 3 甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族と乙との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第15条（禁止行為）

甲は、事業所内で次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- 一. 決められた場所以外での喫煙
- 二. サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三. 決められた場所、時間以外での飲酒

第五章 損害賠償

第 16 条（損害賠償責任）

乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第 13 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、甲に故意または過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 乙は、万一の事故発生に備えて必要な保険に加入するものとします。

第 17 条（免責）

乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- 一. 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二. 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三. 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四. 甲が、乙もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- 五. 甲の心身機能の維持及び改善を目的としたケアプランに基づき、介護サービスを提供した結果、それに起因して不測の損害が発生した場合。

第 18 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

乙は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対し当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、乙は甲に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求するものとします。

第六章 契約の終了

第 19 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一. 甲が死亡した場合
- 二. 要介護認定により甲の心身の状況が自立または要介護 1 以上と判断された場合
- 三. 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四. 乙が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

- 五. 甲が介護保険施設へ入所した場合
 - 六. 第 20 条、第 21 条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 乙は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 20 条（利用者からの解約）

- 甲は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の 7 日前までに乙に対し書面にて届け出るものとします。
- 2 甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一. 第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二. 甲が入院した場合
 - 三. 乙もしくは乙の職員が正当な理由なく、本契約に定める履行義務に違反した場合
 - 四. 乙もしくはサービス従事者が故意または過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 五. 他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応を取らない場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

- 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- 一. 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を締結しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二. 第 11 条第 2 項により本契約を解約する場合
 - 三. 甲が、故意または過失により乙またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四. 甲又はそのご家族の著しい不信行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為により、サービスの提供が困難になった場合
- 2 上記の理由により本契約を解除する場合、乙は甲に 10 日間の予告期間設けるものとします。

第 22 条（精算）

本契約が終了した場合において、甲が既に受けたサービスに対する利用料金については、契約終了日から 1 ヶ月以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 23 条（苦情処理）

- 乙は、その提供したサービスに関する甲またはその家族からの苦情に対して苦情受付窓口を設置して、迅速かつ適切に対応するものとします。
- 2 乙は、甲またはその家族が苦情申し立てを行った場合、これを理由として何らの差別待遇をすることはありません。

第 24 条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟が発生する場合は、松山地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意します。

第 25 条（協議事項）

本契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、乙は甲もしくはその家族と誠意をもって協議するものとします。

第 26 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

乙は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- 一．事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備します。
- 二．乙は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備することとします。
- 三．施設長を安全対策責任者とするものとします。
- 四．事故発生防止のための委員会（随時）及び従業者に対する研修を定期的（年 2 回）に行うこととします。
- 2 乙は、利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、前項のマニュアルに基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡しなければなりません。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び利用者の住所のある市町村に報告することとします。
- 3 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければなりません。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。
- 4 乙は、前項の事故状況及び事故に際して採った措置について記録します。
- 5 乙は、天災地異等不可抗力による場合を除き、利用者に対するサービスの提供の際、乙の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。但し、当該事故の発生につき、甲の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

第 27 条（介護報酬請求受領業務及び介護サービス利用契約にかかる委任）

乙は、介護報酬請求受領業務及び介護サービス利用契約に係る権限を事業者である社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部愛媛県済生会より委任を受け、当該サービスの提供にあたります。

当事業所は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たり、本書面に基づいて重要事項説明書及び利用契約書について説明しました。

令和 年 月 日

松山市姫原1丁目1656番地
済生会姫原特別養護老人ホーム

説明者 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項説明書及び利用契約書の説明を受け、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、契約致します。

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族の代表 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の広報誌及びパンフレット等の写真掲載について 承諾します。
承諾しない。
(いずれかに○をして下さい)

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通ずつ保有することとする。

事業者(乙)	住 所	〒791-8012 松山市姫原1丁目1656番地
	氏 名	済生会姫原特別養護老人ホーム 施設長 三浦 雅美 印
	電 話 番 号	(089) 926-8388
	F A X 番 号	(089) 926-8708

